

防災製品認定規程第 5 条（1）に規定する「理事長が別に定める性能試験に係るもの」とは、「防火服、防火服表地、活動服、作業服」に関するもので次に定める試験成績書を提出することができます。

協会以外の試験機関が実施した性能試験結果の取扱いについて

制定 平成 23 年 8 月 18 日

1 提出できる性能試験成績書は次の性能試験に関するものとする。

（1）防火服

- ア 洗たく収縮性
- イ 液体化学薬品浸透性
- ウ 耐水性

（2）防火服表地

- ア 洗たく収縮性
- イ 引張強さ及び放射熱暴露後の残留引張強さ
- ウ 引裂強さ
- エ 表面湿潤性
- オ 帯電性

（3）活動服

- ア 引張強さ
- イ 引裂強さ
- ウ 帯電性

（4）作業服

- ア 引張強さ
- イ 引裂強さ
- ウ 破裂強さ
- エ 帯電性

2 提出する試験成績書は、防災製品性能試験基準に定める要件に従って、試験が実施されたことが確認できるものであること。

なお、提出できる当該試験成績書は、試験実施後 1 年以内の実施結果に限るものとする。

附 則

この取扱いは、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。